

関市消防委員会とは

1 役割

消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善その他消防に関する事項について審議します。

2 定員数

10人以内

3 任期

任期は2年間(令和7年6月1日～令和9年5月31日)

4 消防委員会委員の選考等

現在、関市消防団の課題は、消防団員の確保が困難な状況が続く中、団員の減少による消防力の低下を防止することにあります。

関市消防団では令和5年3月に関市消防団活性化計画を策定し、団員の処遇改善や操法大会のあり方、消防車両・車庫の適正化などの取組についてまとめ、消防力の維持、活性化に努めているところです。

今後、計画を進めていくにあたり、学識経験者、消防組織経験者、関係団体、自治会、産業経済団体、一般市民、団員の家族など、幅広い分野からご審議いただきたいため、本員を選考しています。

○関市消防委員会規則

平成26年3月31日関市規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、関市消防委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、条例別表市長の附属機関の部関市消防委員会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、委員会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により委員長が互選されるまでの間に開催される委員会の会議については、市長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

関市消防団の概要について

1 関市消防団とは

関市消防団とは、関市における消防活動の中核を担う組織です。普段はそれぞれの職業に従事している人々が、火災や災害発生時に消火活動、救助活動、避難誘導などを行います。地域住民の安全・安心を守るために、重要な役割を果たしています。

なお、消防署職員は常勤職員として業務に専念するのに対し、消防団員は職業に就きながら災害時等に非常勤職員として活動します。

2 令和7年度 現況団員数

860人

現況団員数内訳 基本団員 617 人、機能別団員(学生隊・災害支援団員※)243 人
各分団内訳(資料4参照)

※災害支援団員

- ・関市消防団員としての身分を有します。
- ・原則、災害時等の現場活動のみに出動します。
- ・過去に、消防団員として5年以上の在籍経験を有した入団要件があります。

3 指揮系統図 組織図

資料5参照

4 団員数の推移

資料6参照

5 消防団員の処遇

年額報酬

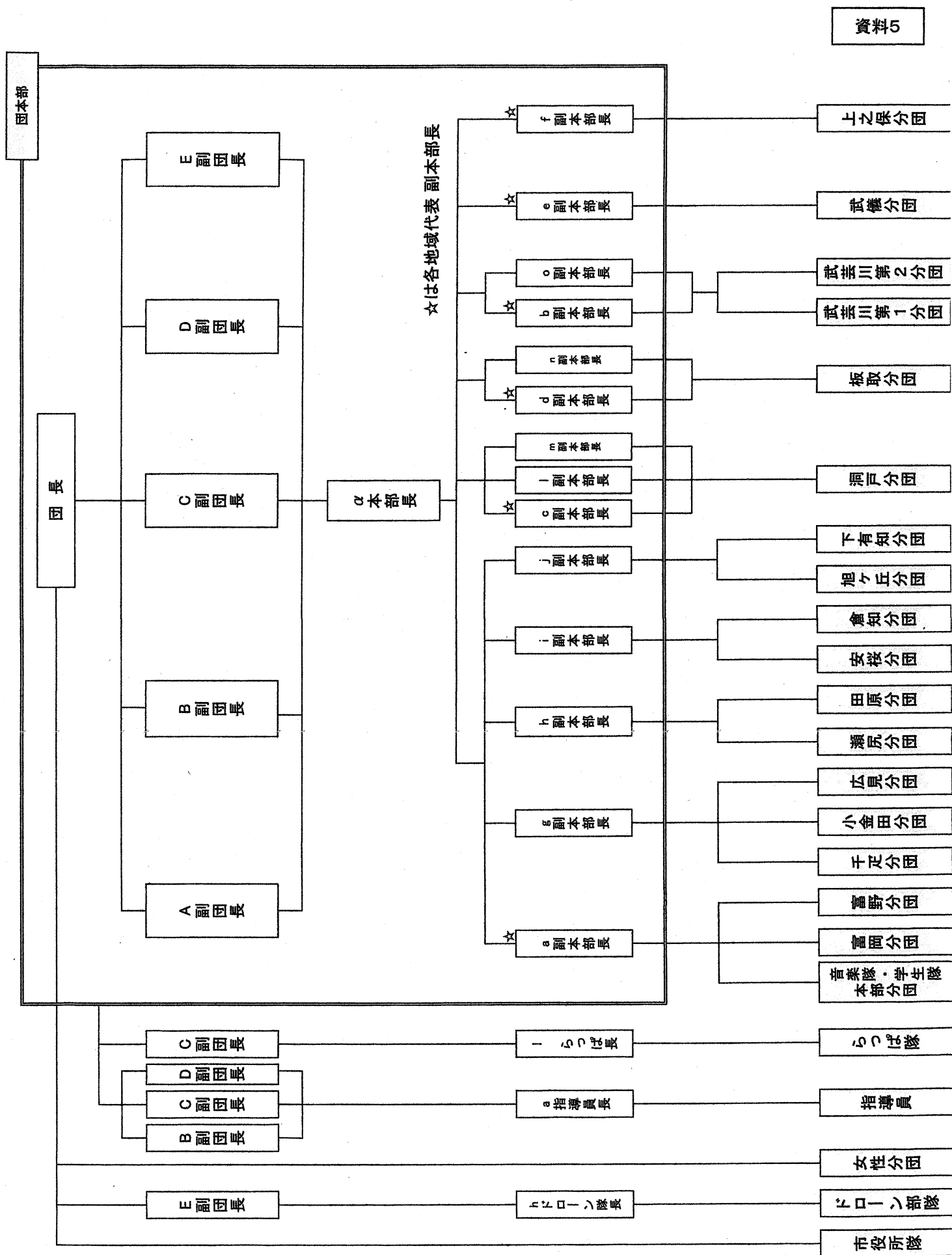
階級	年額報酬
団長	82,500 円
副団長	69,000 円
分団長	50,500 円
副分団長	45,500 円
部長	37,500 円
班長	37,000 円
団員	36,500 円

出勤手当

出勤の区分	出勤報酬
災害出動 警戒出動	出勤時間が2時間を超える までごとに2,000 円
災害出動及び警戒出動以外の出動	1回につき1,000 円

分団別入退団者数等 一覽表

分団名	R7. 4 団員数	基本団員			分団 異動	機能別団員 (学生隊・災害支援団員)			増減	階級変更	備考
		R7. 4 人数	退団	新入		R7. 4 人数	退団	新入			
団本部	21	21	4	1	1				-2	1	
本部	9	9	0	0					0	0	
学生隊	37					37	16	18	2	1	
音楽隊	22					22	3	4	1	0	
女性	27	27	3	4					1	3	
安桜	21	20	3	1		1	0	0	-2	3	
旭ヶ丘	27	20	4	0		7	0	2	-2	4	
瀬尻	54	42	13	6		12	0	6	-1	7	
倉知	50	49	8	7		1		1	0	6	
富岡	44	36	4	4		8	6	1	-5	7	
千疋	15	13	2	2		2	0	0	0	6	
田原	45	41	10	4		4	1	2	-5	18	
下有知	58	58	13	8					-5	11	
富野	34	15	12	2		19	3	1	-12	4	
小金田	70	67	9	5		3	2	0	-6	25	
広見	26	18	5	3		8	0	1	-1	6	
洞戸	45	30	0	6		15	5	2	3	3	
板取	37	12	2	0		25	4	5	-1	0	
武芸川第1	43	41	14	5		2	0	1	-8	14	
武芸川第2	29	22	12	2		7	3	2	-11	13	
武儀	65	44	11	0		21	1	10	-2	5	
上之保	81	32	3	0		49	3	5	-1	7	
860		617	132	60	1	243	47	61	-57	144	



団員数の推移

資料6

	総数					充足率	定数	
		基本団員	災害支援団員	学生隊	T-SELF		基本団員	機能別団員
平成28年	1,165	995	130	30	10	93.2%	1250	
平成29年	1,155	981	129	35	10	92.4%	1250	
平成30年	1,169	951	174	35	9	93.5%	1250	
令和元年	1,166	907	208	36	15	93.3%	1250	
令和2年	1,044	882	130	32		83.5%	1000	250
令和3年	1,043	基本団員	災害支援団員	学生隊	音楽隊	充足率	基本団員	機能別団員
		833	153	43	14	83.4%	1000	250
令和4年	991	786	156	33	16	79.3%	1000	250
令和5年	977	756	159	43	19	78.2%	1000	250
令和6年	923	689	178	35	21	90.5%	770	250
令和7年	860	617	184	37	22	84.3%	770	250

令和元年10月から女性分団を基本団員として設置。T-SELFは女性分団企業班とした。

令和3年4月から別団体として活動し、委託事業として活動していた関市消防音楽隊を消防団の組織に組み入れた。

消防団活動には、火災、水防、水難などの災害出動をはじめ、式典への参加、秋季演習などの訓練、そして研修があります。

また、式典、大会及び研修等の説明、情報共有、意見交換のため、団本部の幹部と各分団の長(分団長)が参加する分団長会議を年8回開催しています。会議で決定した事項は、分団長から副分団長、部長、班長へと伝えられ、最終的には班の団員へ周知されます。

消防団活動計画

1 式典・大会

4月 6日(日)辞令交付式 わかくさプラザ多目的ホール

6月 1日(日)安全競技大会 中濃公設卸売市場 北側駐車場

12月28日(日)年末夜警 (～12月30日)

2 分団長会議

会議は年8回

3 その他

広報巡回:火災予防のメッセージを流しながら、消防車両が地域を巡回します。

・春(3/1～3/7)・秋(11/9～11/15)の火災予防運動

・定例の広報巡回(原則毎月1日、15日)

消火栓等の点検

4. 研修・訓練

(1)消防団主体

	名称	開催日	内容
1	新入団員 訓練	4 月中	服装点検、規律、行進、器具取扱、放水訓練 (分団単位で実施)
2	水防訓練	5/11 日	・土のう拵え ・積み土のう工法 (対象:各分団2人)
3	木曾三川連 合総合水防 演習	5/25 日	・木曾三川連合総合水防演習※ (長良川右岸河 川敷 鵜飼大橋付近にて開催) 対象:各分団2人 ※木曾三川連合総合水防演習は、2年に1度開 催され、岐阜県・三重県・愛知県の3県が順番に 落ち回りで担当します。そのため、岐阜県は6年 に1度の参加となり、近年では、H30.H24に参加 しました。

4	秋季演習	10/26 日	総合点検、無線・放水訓練 (分団単位で実施)	
5	特別点検	2/ 上旬	消防施設の点検(車両、ポンプ、器具庫等)	
6	団幹部研修	3/下旬	消防団幹部としての心構え、基礎的な知識と教養などを身に付けることにより、円滑な消防団活動が行えるよう備えます。(対象:分団長)	
7	会計担当者研修	3/下旬	分団運営費等の会計業務 (対象:会計担当者)	

(2) 消防学校関係

	教育名	開催日	該当者	人数	内容
1	初級幹部科	10/ 上旬	班長・部長等	18	初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得するとともに、所属の団員に対して知識・技術の普及を図られるよう教育・訓練をします。
2	機関科	1/下旬	機関担当者	8	ポンプ車・小型ポンプの操作及びポンプ間の連携等に必要な知識・技術を修得します。

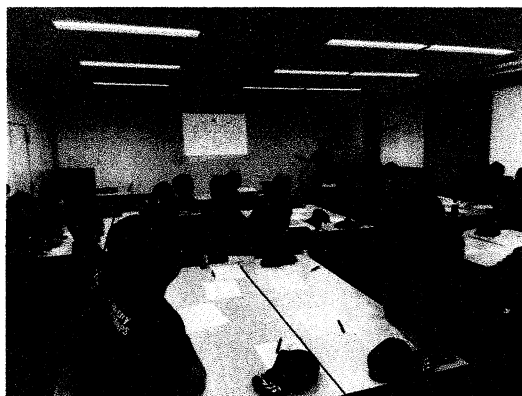
(3) その他

	教育名	開催日	該当者	人数	内容
1	普通救命講習	8 月	分団長以上	18	消防団員として心肺蘇生法の知識・技術を修得し、災害時の住民の生命・身体の保護を目的とします。
2	S-KYT 研修	9 月	各分団 2 名	36	消防団活動時における危険を予知すると共に、これに適切に対応できる能力を養成するため、基礎知識を修得します。
3	救急法講習会	12 月	各分団 2 名	40	心肺蘇生法、AED 講習会の実施
4	安全運転講習	10 月	各分団 1 名	18	自動車学校での運転適性検査、運転技能診断の実施

普通救命講習



S-KYT 研修



令和 7 年度消防団関係予算

(単位：千円)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	前年対 増減率%	主 な 内 容 の 説 明	前年対 増減率%
■ 非常備消防費 (消防団活動支援事業)	119,370	121,787	△ 2.0	報酬 39,550 △ 6.0 ・ 消防委員報酬 130 0.0 ・ 消防団員 39,420 △ 6.0 災害補償費 1,500 0.0 ・ 消防団員等公務災害補償費 報償費 44,753 △ 0.2 ・ 報償金(消防団員退職報償金等) 43,759 △ 0.2 ・ 報償品(永年勤続表彰記念品等) 994 2.7 旅費 1,184 34.1 ・ 費用弁償(消防団員出場手当等) 1,002 42.3 ・ 普通旅費(視察研修等) 182 1.7 需用費 4,736 △ 0.1 ・ 消耗品費 4,400 0.0 ・ 燃料費 86 △ 4.4 ・ 食糧費 0 ・ 印刷製本費 250 0.0 役務費 142 △ 51.4 ・ 手数料(被服クリーニング代、廃棄物手数料 等) 委託料 1,057 0.0 ・ 消防団出初式放水会場整備 ・ 消防団員情報管理システム保守費 等 使用料及び賃借料 16 0.0 ・ 有料道路通行料 10 0.0 ・ 駐車場使用料 6 0.0 負担金補助及び交付金 26,432 0.1 事業負担金 ・ 退職報償基金 770人 14,784 0.0 ・ 公務災害補償共済基金 2,237 0.0 団員 1,020人 一般 85,283人 ・ 消防学校入校 延べ16人 86 50.9 ・ 県少年消防クラブ運営指導協議会 10 0.0 ・ 準中型自動車免許取得 200 0.0 ・ 岐阜県消防協会 440 0.0 ・ ドローン従事者講習 220 0.0 ・ 中濃連合消防協会 342 0.0 ・ 中濃ブロック消防協会会長費 60 0.0 事業補助金 ・ 消防団運営 7,600 0.0 ・ 関市幼年消防クラブ連絡協議会 253 0.0 ・ 関市女性防火クラブ 200 0.0	
消防団活動支援事業 1億1937万円 前年1億2179万円 消防組織の強化と、消防団員の災害対応 能力向上を阻止苦心するため、消防団の 活動を支援します。 ○主な経費 消防団員報酬 3942万円 消防団員退職報償金 4376万円 消防団運営費 760万円					

(単位：千円)

区 分	令和 7年度	令和 6年度	前年対 増減率%	主 な 内 容 の 説 明	前年対 増減率%
■ 消防施設費	171,601	118,822	44.4	旅費 436	169.1
消防施設事業 1億7161万円 前年1億1883万円 消防施設事業では、能率的な防災活動 に対応できるよう、消防設備・施設の整 備の推進します。 具体的には、消防団車庫、消火栓及び 防火水槽などの消防施設の維持管理や廃 止となった車庫の解体経費や消防車両の 更新、維持にかかる経費が含まれます。 消防車両は計画的に更新を進めます。 ○主な経費 ・消火栓新設、修繕 2653万円 ・防火水槽修繕取壊 878万円 (板取門原及び洞戸小坂防火水槽整備、 小屋名防火水槽取壊) ・消防団車庫改修 1707万円 (倉知桐谷車庫シャッター取替、倉知久 郷車庫屋根葺替等、上之保鳥屋市車庫移 設) ・消防車庫取壊(設計アスベスト調査含) 3909万円 (武儀温井・戸丁・若栗、田原上迫間、 中村、島車庫) ・消防車両更新 5918万円				・普通旅費	
				需用費 15,321	13.5
				・消耗品費 2,077	△ 13.5
				・燃料費 1,601	△ 3.1
				・光熱水費 4,122	1.1
				・修繕料 7,521	39.9
				役務費 10,034	△ 7.4
				・手数料 1,233	149.6
				・保険料 1,708	5.6
				・委託料 7,093	△ 18.7
				使用料及び賃借料 269	0.0
				・施設借上料 25	0.0
				・放送受信料 244	0.0
				工事請負費 58,550	187.8
				・消火栓看板設置取替工事 200	0.0
				・水利標識整備 1,200	9.1
				・防火水槽整備 8,000	△ 46.1
				・工作物取壊 32,080	664.7
				・消防車庫改修 17,070	#DIV/0!
				備品購入費 59,174	24.2
				・ポンプ車 1台(田原西田原) 30,569	2.7
				・積載車 1台(武儀間吹) 16,373	3.1
				・軽積載車 1台(下有知東志摩) 8,503	
				・可搬ポンプ 2台 3,729	86.5
				負担金補助及び交付金 26,526	△ 2.0
				事業負担金	
				・消火栓取付工事 19箇所 15,200	0.0
				・消火栓修繕等 2箇所 11,320	△ 4.6
				・一般負担金 6	
				公課費 1,291	13.3
				・自動車重量税 44台	

関市消防団活性化計画の進捗について

1 計画の趣旨・目的

全国的にも課題となっております消防団員確保が関市においても同様の課題です。今後の消防団のあり方を示す指針として、令和5年3月に関市消防団活性化計画を策定し、令和10年3月末までを計画期間としています。

2 計画の概要

(1)現状及び今後の消防団活動に見合った定数の見直し(R5・6・23 条例改正)

R5.6.23 までの定数	1,250 名(うち基本団員 1,000 名、機能別団員 250 名)
R5.4.1 の団員数	977 名(うち基本団員 756 名、機能別団員 221 名)

↓

見直し後の定数	1,020 名(うち基本団員 770 名、機能別団員 250 名)
R7.4.1 の団員数	860 名(うち基本団員 617 名、機能別団員 243 名)

(2)車両数の見直し

車両数 86台 → 62台(R10.3 時点)

車庫の統廃合に併せて車両を削減しています。R7.4 時点予定どおり削減しています。

(3)消防団員の処遇改善等

①消防操法大会の見直し(令和5年度から実施)

安全競技大会を新設し、従来の操法の部との選択制としました。過度な訓練を抑制。訓練回数を上限20回までとしました。

安全競技大会とは、消防団の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、火災の鎮圧等消防活動を迅速、かつ、適切に行うことを目的とします。

②団員報酬の見直し(令和5年度から実施)

災害出勤 1 回 2,000 円 → 2時間あたり 2,000 円

年額報酬 24,000 円 → 36,500 円(団員階級)

訓練、行事等の出勤報酬 1 回 300 円 → 1 回 1,000 円(令和6年度から実施)

③その他行事、式典等の見直し

・年末夜警の従事期間 5日間・1日当たり4時間 → 3日間・1日当たり2時間
(令和4年度から実施)

・1月初旬の出初式は取りやめ、団員表彰・放水を4月の辞令交付式に組み込んで実施できるよう検討してまいります。
(R8.1 から実施予定)

3 計画の進捗

車両数の見直し、及び消防団員の処遇改善等計画どおりに進捗をしていますが、現在、以下の内容について、対応を進めていきます。

内容	対応策
消防団員確保	災害時協力事業所※(35事業所)の内、消防団協力事業所に登録されていない23事業所宛へ消防団協力事業所制度及び岐阜県が実施する事業所支援減税制度、雇用貢献企業報奨金制度の周知を行います(資料10参照)。なお企業への対応は主に事務局が行います。
女性分団(うち T-SELF(企業別女性団員)班)の今後について	平成28年度に企業別女性分団 T-SELF チームセルフ班が発足し、令和元年度からは板取班と統合し女性分団となりました。 チームセルフ班では、防火・防災啓発活動、人材育成事業(救急救命講習、防災講習)への参加、大規模災害時の後方支援活動(避難所運営補助等)を行います。 これらの活動にご理解をいただいている企業別女性団員が勤務する企業に意向をお伺いしながら、今後の T-SELF 班の在り方を検討してまいります。
桜ヶ丘分団の設置	自治連の支部単位で分団を設置することで、より迅速な地域連携が可能になります。桜ヶ丘支部では、富岡、安桜、旭ヶ丘分団が管轄しているため、消防団本部、該当分団、そして自治会の意向を伺いながら、今後の桜ヶ丘分団の設置を検討していきます。
分団・班の統廃合	広見分団、富野分団の団員確保に苦慮する意見や武芸川第一第二分団の統合案などをお聞きしています。今後、該当する分団の声を聴きながら、協議をしていきたいと思います。

※ 関市災害時協力事業所とは、関市独自の制度であり、事業所の人的・物的資源を生かし、地域の一員として防災活動に協力していただくことを目的として登録された事業所をいいます。一時的な場所の提供や、人材・物資等に関する協力など、事業所が可能な範囲の内容で、ご協力をお願いしております。

関市消防団協力事業所に関する参考資料

関市消防団協力事業所表示制度	
対象	事業所又はその他の団体
認定要件	1 複数の従業員が消防団に入団。 2 従業員の消防団活動に積極的に配慮。 3 災害時における事業所等の資機材の提供等または3年以上にわたり消防団活動に協力。 4 市長が特に優良であると認める。
申請書類審査	市税等の滞納及び消防関係法令に違反がない、上記基準のいずれかに該当するかを審査し、協力事業所としての認定及び表示証の交付の可否を決定。
表示証の有効期間	認定日から2年。 2年毎に認定更新。
特典	1 事業所の社会貢献(CSR)が広く認められます。信頼性向上・イメージアップとともに、地域防災体制の一層の充実が図られます。 2 「表示証」は社屋に提示でき、表示証マークを広く公表することができます。 3 防災に関する知識などが身につくとき、自社の従業員や施設を守ることができます。 4 地域の方々との多様な繋がりができます。
申請先	関市役所 危機管理課 Tel 0575-23-7736

↑ 関市消防団協力事業所認定後

資料10

岐阜県消防団協力事業所支援減税制度		岐阜県消防団員雇用貢献企業報奨金制度	
対象	知事の認定を受けた法人又は個人。	対象	要件をすべて満たす法人又は個人。
認定要件	1 県内に事業所等を有し、かつ、その事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」による消防団協力事業所として市長から表示証の交付を受けている。 2 労働者等に消防団員が1名以上いる。 3 消防団活動に配慮した規定(就業規則等)を整備。	認定要件	1 県内のすべての事業所等が「消防団協力事業所表示制度」による市町村長から認定、表示証の交付を受けている。 2 「過疎地域の消防団員」を被雇用者等として新たに確保。 3 消防団活動に配慮した規定(就業規則等)を整備。 4 事業税の対象業種。
申請書類審査	上記1から3までの認定要件を認定の基準日において、すべて満たした上で、認定申請。 法人の場合は事業年度ごとに、個人の場合は年ごとに、知事の要件認定を受ける必要あり。	申請書類審査	上記1から4までの要件を、基準日において、すべて満たした上で、申請。
基準日	法人:各事業年度の終了日。 個人:12月31日。	基準日	申請年度の4月1日。
申請期間	法人:各事業年度の終了日から1か月以内。 個人:各年の12月31日から所得税申告期限まで。	申請期間	毎年5月1日～7月31日。
特典	1 事業税額の2分の1に相当する額を控除。(100万円を限度)。 2 なお、県内の事業所等の役員等又は個人等の総数を占める消防団員数の割合が1割以上、と知事の認定を受けた場合には「200万円を限度」。	特典	過疎地域における消防団員の加入促進を図るため、過疎地域の消防団員の確保に貢献した事業者に対し報奨金を交付。 報奨金の内容は①と②の合計。 ① 新たに確保した消防団員1人につき5万円。 ② 在籍消防団員が純増している場合は、純増者1人につき5万円。
申請先	中濃県事務所 振興防災課 Tel 0575-33-4011	申請先	中濃県事務所 振興防災課 Tel 0575-33-4011